

国立大学法人佐賀大学と学校法人永原学園西九州大学との
包括的な連携・協力に関する協定書

国立大学法人佐賀大学（以下「甲」という。）と学校法人永原学園西九州大学（以下「乙」という。）は、教育・研究の充実と発展及び地域社会への貢献に資するため、ここに連携・協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力することにより、教育・研究の充実と発展及び地域社会への貢献に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙が連携・協力する事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）学術研究に関する事項
- （2）学生の教育に関する事項
- （3）地域社会への貢献に関する事項
- （4）その他甲及び乙が必要と認めた事項

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た情報については、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、適切に管理するとともに、相手方の承認を得ずに第三者に開示してはならない。

（有効期間）

第4条 この協定は、甲及び乙の代表者が協定書に署名した日から効力を生じる。有効期間を5年間とし、両者の書面による同意に基づき更なる期間更新することができる。

（雑則）

第5条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、その解決を図るものとする。

この協定締結の証として、協定書を2通作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ1通を所持するものとする。

令和 6年 2月 13日

甲 佐賀市本庄町1番地
国立大学法人佐賀大学
学長

兒玉浩明

乙 神崎市神崎町尾崎4490番地9
学校法人永原学園西九州大学
学長

福元裕二